

諮問実施機関：滋賀県知事（健康医療福祉部健康福祉政策課）

諮問日：令和4年9月12日（諮問(情)第38号）

答申日：令和8年2月27日（答申(情)第32号）

内容：「人と動物の豊かな関わり推進に向けた犬や猫との暮らし情報発信イベント企画・制作・実施業務に係る公募型プロポーザルに関する審査会資料及び採択者の提出書類及び関連する資料すべて」の公文書一部公開決定に対する審査請求

## 答 申

### 第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書公開請求

令和4年7月15日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次のとおり、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

人と動物の豊かな関わり推進に向けた犬や猫との暮らし情報発信イベント企画・制作・実施業務に係る公募型プロポーザルに関する審査会資料及び採択者の提出書類及び関連する資料すべて

#### 2 実施機関の決定

令和4年7月25日、実施機関は、本件公開請求に対して対象公文書を特定の上、本答申別表「公文書の公開をしない部分」欄の情報を「公文書の公開をしない理由」により非公開とし、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

令和4年8月9日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書で述べている内容は、次のように要約される。

#### 1 審査請求の趣旨

一部公開処分の取消しの決定を求める。

非公開部分のうち、「法人の印影」「見積書の内訳」についての非公開理由は、争わない。

#### 2 審査請求の理由

滋賀県情報公開条例第6条第2号の解釈運用を誤ったものであり、公開をすべきである。

企画提案書の内容について、処分庁は滋賀県情報公開条例第6条第2号に規定する「ア公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断している。

しかし本件においてその企画提案書は、提出時点では、第6条第2号アに該当しているが、主たる目的は業務を落札することであり、業務落札という目的を達成したことにより、法人が独自に持つノウハウとして保護する必要性がなくなっているといえることができる。

そして、実際に業務を行うことにより、その法人が保有するノウハウは具体的な事業を実施することにより公となり、保護が必要な情報ではなくなるのである。これは入札という制度に参加している以上当然である。

さらに応募業者は情報公開条例があることを知ったうえで、入札に応募しているものであるから保護する必要性もない。さらに、事業内容を知ることができなければ、税金の使用用途として適切かどうかを判断することが困難となり、住民の知る権利を阻害するものである。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

#### 1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

#### 2 非公開理由について

企画提案書の内容は、仕様書により示された内容を踏まえ、法人の持つ経験と専門知識、企画・調整能力および技術力をもとに、ノウハウ・知見を駆使して、仕様書で示された内容を、法人においてより具体的に示したものである。これらの部分が開示されることは、法人の持つノウハウ・知見を流出させることになり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

## 第5 審議会の判断理由

### 1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うとの認識のもと、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審議会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

### 2 本件処分の妥当性について

実施機関は、条例第6条第1号および第2号を理由に対象公文書の一部を非公開としているが、審査請求人は、このうち第3の1および第3の2に記載の非公開部分を不服としてその公開を求めていることから、以下、当該非公開部分に係る条例第6条第2号を理由とした非公開情報該当性について検討する。

#### (1) 条例第6条第2号アについて

条例第6条第2号アは、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要するものと解される。

#### (2) 非公開部分の条例第6条第2号ア該当性について

本件公文書を見分したところ、その企画提案書は、項目の立て方も含めた文書全体として、法人の持つ経験と専門知識、企画・調整能力および技術力をもとに、ノウハウ・知見を駆使して、仕様書で示された内容をより具体化したものであることが認められた。

さらに、同種のプロポーザルが複数年度にわたって行われている現状を踏まえれば、仮に同業他社に企画提案書の内容が公にされることになれば、その時期にかかわらず、当該法人もつノウハウ、知見が流出することとなり、他社への優位性を確保できなくなることが考えられることは明らかであると認められる。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和4年9月12日	・実施機関から諮問を受けた。
令和4年9月27日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
令和7年3月18日 (第37回第二分科会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和7年7月31日 (第38回第二分科会)	・事案の審議を行った。
令和7年9月30日 (第39回第二分科会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和7年12月3日 (第40回第二分科会)	・答申案の審議を行った。

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会第二分科会

別表

公文書の公開をしない部分	公文書の公開をしない理由
担当者の役職、氏名、印影	滋賀県情報公開条例第6条第1号に該当するため
法人の印影 企画提案書の内容 見積書の内訳	滋賀県情報公開条例第6条第2号アに該当するため (当該提案書には業者のノウハウを有する箇所が含まれ、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため)